

和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

和歌山労働局一般公示第 56 号

令和 6 年 10 月 28 日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で鉄鋼業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第 8 条の規定に基づき、令和 6 年 11 月 13 日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を持参又は郵送で提出されたい。

令和 6 年 10 月 29 日

和歌山労働局長 松浦 直行

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る
和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県鉄鋼業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,103 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 30 日